

「EMIDAS ものづくり商談会2026」鳥取県ブース

募集要領

公益財団法人鳥取県産業振興機構は2026年9月にベトナム ハノイ市で開催される「EMIDAS ものづくり商談会2026」に出展します。県内企業様の海外販路開拓を支援するため、当財団が小間料の一部負担と現地通訳者による商談支援を行います。自社の製品・技術を『ベトナムを中心とした東南アジアで販路開拓をしたい』とお考えの企業様は是非お申込みをお願い致します。

記

1 商談会(展示会)概要

名称：EMIDAS ものづくり商談会2026

主催：NC Network Group

会期：2026年9月16日(水)～18日(金)

会場：VIETNAM EXPOSITION CENTER (VEC) (ベトナム ハノイ市)

出展社数(予定)：600社(2025年の1.5倍)

来場者数(予定)：30,000名(2025年の3倍)

本展示会出展による課題解決の優位性：

【新規顧客開拓】

受託加工の出展者(200社以上)が潜在的な顧客となり、実利的な商談が可能。

【参入コスト抑制】

当財団の支援により、単独で出展するよりも低コストでの出展が可能。

【進出リスク低減】

現地通訳の配置や機構職員の商談支援により、初出展でも安心なテストマーケティングの場を提供。

URL [EMIDAS ものづくり商談会2026](#)

2 鳥取県企業ブース出展内容

(1) 小間数：2小間(スタンダードブース6㎡[3m×2m]×2小間)

(2) 募集企業数：2社

(3) 出展料(企業負担金)：賛助会員 77,000円(税込)

非賛助会員 110,000円(税込)

出展企業様 負担経費	当財団 負担経費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出展料（小間料の一部に充当） ・ 渡航費、滞在費 ・ 展示品の輸送費、関税、保険料等 ・ 製品パンフレット、配布サンプル費用 ・ 当財団が用意する以外の備品・什器等費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者へ支払う出展料金（小間料） ・ ブース標準設備 ・ 現地通訳料 <p>※上記以外に必要なものについては、各出展企業様にてご負担ください。</p>

3 応募資格及び出展商品の募集内容

[応募資格]

- (1) 鳥取県内に主な事業所を持つものづくり関連製造事業者
- (2) 展示品の輸出対応が自社で行えること
- (3) 海外事業者との取引が出来る様、通関用資料など準備できる事業者であること
- (4) 会期中、全日程ブース内での商談対応が行えること
- (5) 製品・プレゼン資料を英語またはベトナム語で準備できること
- (6) 対象商品や内容が「ものづくり関連製品」であること

4 注意事項

- (1) 当財団の責に帰することができない事由により生じた商品及び資材などの盗難、紛失、破損やあらゆる原因から生ずる損失または損害、また当財団の責に帰することができない事由による出展企業様と商談相手のトラブルについて、当財団は一切責任を負わないものとします。
- (2) 当財団の責に帰することができない事由によって、出展が中止・中断された場合、これによって出展企業様に生じた損害について、当財団は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 鳥取県企業ブース内の出展企業様の配置（出展位置）については、当財団にお任せいただきます。
- (4) 出展決定後にキャンセルする場合、開催準備のために当財団が支出した経費の実費を負担いただく場合があります。
- (5) 特別なノウハウや秘密事項については、出展企業様ご自身で予め法的保護を行うなどの対応をおとりください。
- (6) 出展企業名及び出展製品、並びに本展示会でのブース写真については、当財団及び鳥取県の各種広告媒体に掲載する場合があります。

5 出展までのスケジュール

時 期	内 容
6/12	出展申込締切
6/中旬	出展企業決定通知、出展等情報の提供
8/中旬	オンラインビジネスマッチングの調整、出展商品のベトナムへの輸送
9/16~18日	展示会会期

6 申込方法

別紙出展申込書にご記入のうえ、メール又はFAXでお申込みください。

【申込み期限】 2026年6月12日（金）午後5時 必着

※先着順に書類審査の上、申込み期限後2週間以内に結果を通知します。

※申込み期限以前に出展枠に達した場合には応募を締め切ります。

問い合わせおよび申込先

公益財団法人鳥取県産業振興機構 とっとり国際ビジネスセンター

〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地225-1 担当：仲田・上田

TEL：(0859)30-3161 FAX：(0859)30-3162

E-mail：kaigai@toriton.or.jp

7 選考について

- (1) 書類審査の上、出展事業者を決定します。
- (2) 審査は、本要領及び下記の項目について総合的に行います。

商品適性	製品が特徴的であり、価格、デザイン等の商品規格、海外における需要動向等から、商品の輸出拡大の可能性が高いこと。
競合分析による市場での差別化と優位性	現地の競合企業の動向や価格帯等を調査分析の上、差別化ポイントを明確にして、市場での優位性が明らかに存在すること。
販路開拓の見通し	販売体制（社内体制、商流）や海外に向けた取組実績・販売実績があること。または、海外展開への意欲が高いこと。

- (3) 審査の結果（不採択の理由等）に関する問合せには応じかねますので、あらかじめご了承ください。